

令和3年度

富山県内部統制評価報告書審査意見書

富山県監査委員

監 委 第 41 号

令和 4 年 9 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗 殿

富山県監査委員 筱 岡 貞 郎

富山県監査委員 永 森 直 人

富山県監査委員 天 坂 幸 治

富山県監査委員 高 橋 正 樹

令和 3 年度富山県内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 3 年度富山県内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

## 第 1 審査の概要

令和 3 年度富山県内部統制評価報告書の審査にあたっては、富山県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成 31 年 3 月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、

- (1) 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていたか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われていたか

を主眼として、関係者の説明を求めるとともに、定期監査などの結果を参考にして審査を行った。

## 第 2 審査の結果

令和 3 年度富山県内部統制評価報告書について、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

## 第 3 審査の意見

令和 3 年 10 月以降、情報漏えい案件が複数発生し、県民の信頼を著しく損なうこととなったことから、情報管理に関する事務が内部統制に追加されたが、効率的かつ効果的な対応策を確立し、再発防止に努められたい。

財務に関する事務については、歳入調定の遅延、支払の遅延など、運用状況の不備が多数見られることから、内部統制制度がより有効に機能するよう努められたい。

内部統制制度については、知事部局において一定の効果が認められることから、評価対象を知事部局だけでなく順次他の任命権者への適用を検討されたい。